

平成26年

第3回市議会定例会 議案第5号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代  
育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対  
策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代  
育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例

(函館市特別会計条例の一部改正)

第1条 函館市特別会計条例(昭和39年函館市条例第24号)の一部  
を次のように改正する。

第1条第8号を次のように改める。

(8) 函館市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 母子父子寡婦  
福祉資金貸付事業

(函館市福祉事務所設置条例の一部改正)

第2条 函館市福祉事務所設置条例(昭和48年函館市条例第52号)  
の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び  
父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(函館市総合福祉センター条例の一部改正)

第3条 函館市総合福祉センター条例(平成5年函館市条例第39号)  
の一部を次のように改正する。

第1条および第3条第1号中「寡婦」を「父子ならびに寡婦」に改

める。

第4条第1項第4号を次のように改める。

(4) 母子・父子福祉センター

第8条の見出しを「(母子・父子福祉センター)」に改め、同条各号列記以外の部分中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改め、同条第1号および第3号中「寡婦」を「父子ならびに寡婦」に改める。

第11条第1項第1号中「寡婦」を「父子ならびに寡婦」に改める。

(函館市恵山福祉センター条例の一部改正)

第4条 函館市恵山福祉センター条例(平成16年函館市条例第74号)の一部を次のように改正する。

別表備考第3項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第34条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

(函館市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部改正)

第6条 函館市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例(平成17年函館市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(函館市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第7条 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和48年函館市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第3号中「ひとり親家庭の母に準ずる男子」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者の

ない男子で、現に20歳未満の子を扶養し、または監護しているもの」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の函館市特別会計条例第1条第8号に規定する函館市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係る平成26年度の予算ならびに収入および支出については、第1条の規定による改正後の函館市特別会計条例第1条第8号に規定する函館市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係る同年度の予算ならびに収入および支出とする。

#### (提案理由)

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備するため